

日豪経済対話に係る共同声明（仮訳）

（2023年10月20日 於：日本・東京）

1. 2023年10月20日、東京において、日本財務省と豪州財務省は、日本財務省の神田真人財務官と豪州財務省のロクサンヌ・ケリー財務副長官を代表として、第17回経済対話を開催した。
2. 日豪両国は、共通の基本的価値や経済的補完性、人々の永続的なつながりに支えられた「特別な戦略的パートナー」である。日本財務省と豪州財務省の力強い組織的な関係は、我々の共通の経済基盤にとり重要である。この基盤を更に強化することを目指して、本対話では、以下の議題に関する議論が行われた。
3. 我々は、ウクライナに対する揺るぎない支援を再確認し、ロシアのウクライナに対する不法かつ、不当で、いわれのない侵略戦争を非難することで結束する。ロシアの戦争は、悲劇的な人命の損失と財産及びインフラの破壊を引き起こし、世界的な食料不安を増大させ、世界経済の課題を悪化させた。我々は、ウクライナへの短期的な支援を継続することが重要であることに合意し、ウクライナの重要インフラの修復、復旧及び復興には、多国間メカニズムを含む協調した国際的な努力が不可欠であることを確認した。我々は、ロシアに対する制裁の効果を引き続き注意深く監視し、制裁の履行確保を強化することを含め、必要な場合には更なる措置をとるといふ、両国政府の共通のコミットメントを確認した。
4. 我々は、高まるインフレと世界の債務水準、地政学的緊張の高まり、不安定な為替・金融市場といった現在の世界及び国内経済の課題についての見解と分析を交わした。また、これらの問題に対処し構造改革を進めるために日豪両政府が実施している対応策について、見解と分析を共有した。
5. 我々は、国際金融アーキテクチャーを強化するために引き続き協力することに合意した。我々は、G20によるMDBsの自己資本の十分性に関する枠組の独立レビューの提言の更なる実施に向けたコミットメントを再確認した。我々はまた、世界銀行における譲許的資金の配分の枠組みの設計について協調する。我々は、2023年12月までに第16次クォーター一般見直しを完了するとのコミットメントを再確認する。低所得国に対する債務圧力の高まりを踏まえ、我々は、「共通枠組」の実施を改善することの重要性を再確認し、ザンビアの債務措置に関する覚書（MOU）の合意を歓迎した。また、「共通枠組」を越えて、スリランカの債務措置の合意に向けた、債権国会合における大きな進展を歓迎し、中所得国の債務問題に対処するための多国間の取組の基礎として、この問題の迅速な解決を期待する。我々は、全ての二国間債権者が、債務データの正確性と透明性を高める債務データ共有の取組に参加することを奨励する。OECDとの緊密な協力の下、我々は、OECDの閣僚理事会及び東南アジア地域プログラムを含め、新興・開発途上国（EMDEs）がより多くの、より良い、安全な海外直接投資（FDI）を引きつけることを支援するために協力することに合意した。我々は、先週の世銀・IMF年次総会の際に、RISE（強靱で包摂的なサプライチェーン

の強化)のためのパートナーシップが成功裏に立ち上げられたことを歓迎し、QUAD及びインド太平洋経済枠組み(IPEF)における既存のメカニズムを通じたものを含め、クリーンエネルギーのサプライチェーン多様化において更なる協力を継続することに合意した。

6. 我々は、気候変動緩和及び適応、債務の持続可能性、インフラ開発、マネーロンダリング対策、テロ資金及び拡散金融対策、金融の安定及び秩序ある金融市場の確保などの分野における、途上国、特に太平洋島嶼国への支援にかかる更なる協力の強化について意見交換し、合意した。我々は、気候変動に対する強じん性を取り入れた借入条項(CRDC)¹について、財政的余地を創出し、債務の持続可能性におけるイノベーションを支援するものであり、我々の地域にとって重要であることから、その利点を確認した。
7. 我々は、豪州の国家的ウェルビーイングの枠組みと、日本のG7議長国下でのウェルフェアに関する議論について意見交換を行った。我々は、ウェルフェアの重要な要素は、GDPのような集計された単一の指標では十分に捉えることができないことを確認した。我々は、情報やベストプラクティスの共有を含め、この分野での対話を継続することに合意した。
8. グローバル・ヘルスに関して、我々は、G20で合意されたとおり、2023年末までに第二回の案件募集を進展させることを含め、パンデミック基金の理事会における同一グループとして引き続き協力する。我々は、迅速かつ効率的に必要な資金を供給するために、パンデミック対応のためのファイナンス・メカニズムをどのように最適化し、よりよく調整し、適切に強化しうるかについて検討するG20財務・保健合同タスクフォースの作業を加速させるために協力する。
9. 次回の経済対話は、2024年に豪州にて開催される。

¹ 気候変動に対する強じん性を取り入れた借入条項(CRDC)は、地震、ハリケーン、洪水、干ばつなど、気候に関連する深刻なショックや自然災害が発生した場合に、元利金の支払いを猶予するものである。